

第5期大学分科会における部会等の設置について

平成21年2月20日
中央教育審議会大学分科会決定

中央教育審議会令第6条第1項及び中央教育審議会運営規則第3条第5項及び第4条第1項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

諮問「中長期的な大学教育の在り方について」に関する審議は、第4期大学分科会同様に、大学分科会が主導的に行う。その際、審議の機動性を高めつつ、審議内容を深化させるため、当面、次の五つの部会及び二つの委員会を設置する。

各部会等は、審議状況を大学分科会に随時報告することとする。

1. 質保証システム部会

— 設置基準、設置認可審査及び認証評価制度を一体とした質保証システム並びにそれらと公財政支援の関連の在り方に関する部会 —

（調査審議事項）

大学の機能別分化を前提として、当面、以下の専門的な調査審議を行う。

(1) 設置基準、設置認可審査、認証評価の三つを一体とした質保証システムの在り方について

- ・ 質保証システムと公財政支援の関連の在り方について
- ・ 欧米における大学の質保証に用いられる基準や指標を踏まえた、我が国の設置基準、認証評価等の検討について
- ・ 大学の機能別分化に応じた認証評価活動の推進について 等

(2) 近年の大学設置認可の状況を踏まえた設置認可制度の改善について

(3) 学位プログラムを中心とする大学教育の検討を通じた質保証への取組について

2. 大学規模・大学経営部会

— 今後の社会人のリカレント教育、高齢者の大学就学及び大学のグローバル化等の動向を踏まえた大学規模の在り方と大学経営に関する部会 —

（調査審議事項）

大学の機能別分化を前提として、当面、以下の専門的な調査審議を行う。

(1) 大学の学士課程・修士課程・博士課程の段階別に、必要な、又は妥当な収容規模の在り方について

(2) 健全な大学経営の確保方策について

(3) 大学間の連携・協働の推進方策について

(4) 特定分野に関する収容規模について

3. 大学行財政部会

— 国公立大学の在り方とそれに応じた行財政制度及び国際的広がりの中での大学の質保証システムに関する部会 —

(調査審議事項)

大学の機能別分化を前提として、当面、以下の専門的な調査審議を行う。

- (1) 国公立大学の在り方について
- (2) 国公立大学の在り方に応じた大学財政の在り方について
- (3) 大学教育の公的な質保証に関する審議を踏まえた、大学の質保証システムに関する国際的な発信と連携について

4. 大学院部会

(調査審議事項)

大学の機能別分化を前提として、当面、以下の専門的な調査審議を行う。

- (1) 大学院の教育機関としての実質化について
 - ・近年の大学院に関わる制度の定着状況及び大学院教育振興施策要綱に基づく施策の効果の検証について 等
- (2) 大学院制度について、学位プログラムを中心に再構成することについて
 - ・修士課程と博士前期課程の関係について 等
- (3) 大学院生や博士課程修了者等への進路や経済的支援について
- (4) 専門職大学院制度の改善方策について
- (5) 大学院に関し、必要な、又は妥当な収容規模の在り方について(大学規模・大学経営部会との連携・協力により検討を行う)

5. 大学教育の検討に関する作業部会

(調査審議事項)

大学分科会における審議に資するため、各種調査・分析及び論点整理のための専門的な検討を行う。

なお、作業部会に、具体的な調査、分析及び検討を行うため、複数のワーキンググループを置くこととし、各ワーキンググループは関連する部会と連携する。作業部会はすべてのワーキンググループの審議状況を把握する。

6. 法科大学院特別委員会

(調査審議事項)

法科大学院の制度及び教育の一層の充実のための専門的な調査審議を行う。

7. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(調査審議事項)

認証評価機関からの認証の申請に応じて審査を行う。

(参考) 構成イメージ

